

## 参考資料 2

### がん患者の生殖機能の温存に係る治療費等の助成に関する実施状況調査

#### 1. 調査概要

##### (ア) 調査方法

各道府県庁がん対策主管課宛て調査票を電子メールにて送付

##### (イ) 調査基準日

令和元年 12 月

##### (ウ) 回答数

東京都を除く全 46 道府県から回答を得た

#### 2. 調査結果

##### (ア) 助成を実施している

(平成 28 年度～) 滋賀県

(平成 29 年度～) 京都府

(平成 30 年度～) 埼玉県 岐阜県 広島県

(令和元年(平成 31 年)度～)

神奈川県 山梨県 静岡県 三重県 和歌山県 香川県 福岡県

計:12府県

##### (イ) 助成の実施に向けて検討中

(令和2年度から実施予定)

宮城県 秋田県 福島県 福井県 兵庫県 徳島県 高知県 佐賀県 熊本県

大分県

(開始時期未定)

栃木県 岡山県 長崎県

計:13県

##### (ウ) 助成を実施していない

北海道 青森県 岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 新潟県 富山県

石川県 長野県 愛知県 大阪府 奈良県 鳥取県 島根県 山口県 愛媛県

宮崎県 鹿児島県 沖縄県

計:21道府県

道府県名	事業名	開始年度		実施方法	道府県民に対する 助成方法	対象者								配偶者の有無による要件	
						年齢制限				年齢制限				有 無	内容
		男性				女性		男性		女性					
		対象年齢				対象年齢		対象年齢		対象年齢					
元号	年														
1	埼玉県 小児・AYA世代におけるがん対策推進事業	平成	30	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	有	配偶者がいる場合の所得要件は、妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満としている。
2	神奈川県 神奈川県がん患者妊孕性温存治療費助成事業	令和	元	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	40	歳まで	0	歳から	40	歳まで	有	所得制限が異なる。
3	山梨県 山梨県がん患者妊孕性温存支援事業	令和	元	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	0	歳まで	0	歳から	0	歳まで	無	
4	岐阜県 若年がん患者等の生殖機能温存治療費助成事業	平成	30	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	43	歳まで	0	歳から	43	歳まで	無	
5	静岡県 若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業	令和	元	道府県民に対する助成	道府県が委託又は補助する市町村を通じて患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	無	
6	三重県 三重県がん患者妊孕性温存治療費助成事業	令和	元	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	無	
7	滋賀県 がん患者の未来の家族計画応援事業	平成	28	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	43	歳まで	0	歳から	43	歳まで	無	
8	京都府 京都府がん患者生殖機能温存療法助成事業	平成	29	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	無	
9	和歌山県 若年がん患者支援	令和	1	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	無	
10	広島県 広島県がん患者妊孕性温存治療費助成事業	平成	30	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	無	
11	香川県 香川県がん患者等妊孕性温存治療費助成事業実施要綱	平成	31	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	39	歳まで	0	歳から	39	歳まで	無	
12	福岡県 福岡県小児・AYA世代がん患者妊孕性温存治療費助成事業	令和	1	道府県民に対する助成	道府県が直接患者等へ助成	0	歳から	42	歳まで	0	歳から	42	歳まで	無	

道府県名	所得制限		受療施設の指定			
	有 無	内容	有 無	男性がん患者	女性がん患者	その他の内容
1 埼玉県	有	未成年の場合：妊孕性温存治療を受けた者の保護者全員の所得額(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第3条に定める所得額をいう。以下同じ。)の合計が730万円未満。成年かつ未婚の場合：妊孕性温存治療を受けた者の所得額が730万円未満。 成年かつ既婚の場合：妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満。	有	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関 道府県が独自の基準をもとに指定	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関 道府県が独自の基準をもとに指定	埼玉県不妊治療費助成事業実施要綱第10条第1項及び第4項の規定により指定された医療機関
2 神奈川県	有	未成年の場合：生計を同じくする親権者全員の所得額の合計が730万円未満 成年かつ未婚の場合：本人の所得額が730万円未満 既婚の場合：本人及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満	有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
3 山梨県	無		有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
4 岐阜県	無		有	上記以外の学会等への登録状況をもとに道府県が指定 がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	上記以外の学会等への登録状況をもとに道府県が指定 日本産科婦人科学会に登録された「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に関する登録施設	日本・がん生殖医療学会が認定した意思決定支援施設又はそれに準ずると岐阜県がん・生殖医療ネットワークが認めた施設
5 静岡県	無		有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	その他	静岡県特定不妊治療費補助事業実施要綱第1(2)及び別表「特定不妊治療費補助事業における医療機関の指定基準」の規定により指定された医療機関
6 三重県	無		有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
7 滋賀県	無		無			
8 京都府	無		有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
9 和歌山県	無		有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
10 広島県	無		有	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
11 香川県	無		無	がん治療主治医(温存療法主治医)から紹介された医療機関	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	
12 福岡県	有	既婚の場合：妊孕性温存治療を受けた者及びその配偶者の所得額の合計が730万円未満 未婚かつ成年の場合：妊孕性温存治療を受けた者の所得額が730万円未満 未婚かつ未成年の場合：妊孕性温存治療を受けた者の保護者全員の所得額の合計が730万円未満	無	その他	日本産科婦人科学会「医学的適応による未授精卵子、胚(受精卵)および卵巣組織の凍結・保存に関する見解」に準じて温存治療を行う医療機関	男性がん患者：がん治療主治医から紹介された医療機関



道府県名	助成額					助成実績			
	対象経費	助成率	算出方法	上限額	回数	年度	決算額(円)	件数(件)	
1 埼玉県	卵子、卵巣組織の採取凍結 卵子の採取、受精による胚(受精卵)の凍結 手術を伴う精子の採取凍結			250,000円	1	H28	0	0	
	精子の採取凍結			50,000円	1	H29	0	0	
						H30	3,097,584	20	
						R1	1,888,379	17	
2 神奈川県	男性		妊孕性温存治療に要した医療保険適用外となる費用に2分の1を乗じた額	2万5千円	1	H28	0	0	
	女性			20万円	1	H29	0	0	
						H30	0	0	
						R1	0	3	
3 山梨県	県内施設で当該療法に要した費用(男性)		1 対象経費と上限とを比較して少ない額	100,000	1	H28	0	0	
	県内施設で当該療法に要した費用(女性)		1 対象経費と上限とを比較して少ない額	400,000	1	H29	0	0	
	県外施設で当該療法に要した費用(男性)		1 対象経費と上限とを比較して少ない額	50,000	1	H30	0	0	
	県外施設で当該療法に要した費用(女性)		1 対象経費と上限とを比較して少ない額	250,000	1	R1	74,000	1	
4 岐阜県	意思決定支援並びにガイドライン推奨グレードA,B,C1の次に掲げる治療であって、採取及び凍結が完了したもの ・卵子もしくは卵巣組織の採取及び凍結又は胚の凍結 ・精子の採取及び凍結		- 治療にかかる費用の半額相当	男性3万円 女性20万円	1	H28	0	0	
	上記内容の凍結に至らなかったもの	1/2	〃		1	H29	0	0	
	意思決定支援		- 自己負担額の半額相当	5千円	1	H30	820,520	14	
						R1	470,000	6	
5 静岡県	精子の採取凍結		1 県内医療機関の治療額及び先行実施県の助成額	20,000	1	H28	0	0	
	卵子、卵巣組織の採取凍結又は卵子の採取、胚(受精卵)の凍結		1 県内医療機関の治療額及び先行実施県の助成額	400,000	1	H29	0	0	
						H30	0	0	
						R1	420,000	2	
6 三重県	精子の採取及び凍結	1/2	温存治療に要した医療保険適用外費用の額に2分の1を乗じて得た額	30,000	1	H28	0	0	
	卵子若しくは卵巣組織の採取及び凍結又は胚(受精卵)の凍結	1/2	温存治療に要した医療保険適用外費用の額に2分の1を乗じて得た額	250,000	1	H29	0	0	
						H30	0	0	
						R1	570,901	3	
7 滋賀県	精子凍結に要した費用の医療保険適応外	-		20,000	1	H28	740,000	9	
	卵子凍結保存に要した費用の医療保険適応外分	-		100,000	1	H29	540,000	7	
	受精凍結、卵巣組織凍結保存に要した費用の医療保険適応外分	-		200,000	1	H30	800,000	12	
						R1	340,000	4	
8 京都府	精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚の凍結に係る保健適用外費用	10/10	採取にかかる費用と助成上限額とを比較して少ない額	男性:3万円 女性:20万円	1	H28	0	0	
						H29	1,661,564	15	
						H30	3,711,789	28	
						R1	3,126,426	17	
9 和歌山県	卵子、卵巣組織の採取・凍結、胚(受精卵)の凍結		上限の範囲の費用 概ね費用の1/2	20万円	1	H28	0	0	
	精子の採取・凍結		上限の範囲の費用 概ね費用の1/2	3万円	1	H29	0	0	
						H30	0	0	
						R1	460,000	4	
10 広島県	精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに受精卵の凍結に要する費用(初回の保存料を含む。)のうち医療保険適用外費用	1/2	助成対象費用×1/2	男性2万 女性20万	1	H28	0	0	
						H29	0	0	
						H30	4,148,146	28	
						R1	942,830	6	
11 香川県	卵子若しくは卵巣組織の採取及び凍結又は胚(受精卵)の凍結	-	治療に要した費用のうち医療保険適用外費用と助成上限額とを比較して少ない額	200,000	1	H28	0	0	
	精子の採取及び凍結	-	〃	30,000	1	H29	0	0	
						H30	0	0	
						R1	200,000	1	
12 福岡県	卵子、卵巣組織の採取・凍結及び胚(受精卵)の凍結にかかる費用	10/10	採取・凍結にかかる費用と助成上限額を比較して少ない額	200,000	1	H28	0	0	
	精子の採取・凍結にかかる費用	10/10	採取・凍結にかかる費用と助成上限額を比較して少ない額	20,000	1	H29	0	0	
						H30	0	0	
						R1	210,800	2	

道府県名	情報提供状況				特定不妊治療費助成制度との差異		特定不妊治療費助成制度の所管部局		
	ホームページ		リーフレット	その他		本事業の指定医療機関との差異			
	有無	アドレス	有無	有無	方法	男性		女性	
1	埼玉県	有	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/seisyokukinou.htm">https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/gantaisaku/seisyokukinou.htm</a>	有	有	医療従事者研修会と県民向け講演会を開催し情報提供している。	同じである	同じである	保健医療部健康長寿課母子保健担当
2	神奈川県	有		無	有	チラシを関係機関に送付	異なっている	異なっている	健康医療局保健医療部健康増進課
3	山梨県	有	<a href="https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/ninyouseisien.html">https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/ninyouseisien.html</a>	有	無		異なっている	異なっている	子育て支援局子育て政策課母子保健担当
4	岐阜県	有	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/gan-taisaku/11223/ninyou.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/gan-taisaku/11223/ninyou.html</a>	有	有	県内がん相談支援センター相談員に周知依頼しています	異なっている	同じである	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課母子保健係
5	静岡県	有	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/cancer/caya_cancer.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/cancer/caya_cancer.html</a>	無	有	医療関係の会議等で支援制度の周知を実施。	異なっている	異なっている	健康福祉部こども未来局こども家庭課
6	三重県	有	<a href="http://ss140094/common/03/ci500014622_00001.htm">http://ss140094/common/03/ci500014622_00001.htm</a>	有			同じである	同じである	子ども・福祉部 子育て支援課 母子保健班
7	滋賀県	有	<a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/live/107228.html">https://www.pref.shiga.lg.jp/ganjoho/live/107228.html</a>	有					同課関係
8	京都府	有	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/gan/aya.html">http://www.pref.kyoto.jp/gan/aya.html</a>	有			異なっている	同じである	こども・青少年総合対策室
9	和歌山県	有	<a href="https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_sippeigannet/01/08.html">https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_sippeigannet/01/08.html</a>	無	有	助成の案内らし			本課(健康増進課)
10	広島県	有	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/ninyouseionzontiryou-jousei.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/gan-net/ninyouseionzontiryou-jousei.html</a>	有	無		異なっている	異なっている	子育て・少子化対策課
11	香川県	有	<a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_1/dir1_1_2/wy/rmn190529093156.shtml">https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir1/dir1_1/dir1_1_2/wy/rmn190529093156.shtml</a>	有	無				健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課
12	福岡県	有	<a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gan-ninyousei.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/gan-ninyousei.html</a>	有	無		異なっている	異なっている	保健医療介護部健康増進課母子保健係

## がん患者の生殖機能の温存に係る治療費等への助成に関する実施状況調査

道府県名	
所属	
担当者氏名	
連絡先電話番号	
メールアドレス	

問1 貴自治体におけるがん患者の生殖機能の温存に係る治療費等への助成に関する実施状況について、該当する選択肢からお選びください。

実施状況

問2 問1でがん患者の生殖機能の温存に係る治療費等への助成を「実施している」と御回答いただいた場合、実施している事業について以下の問に御回答ください。  
また、事業の要綱等を御患与いただきたくお願いいたします。

(1) 事業名

(2) 事業開始年度 年度から

(3) 助成対象を該当する選択肢からお選びください。

「道府県民に対する助成」と御回答いただいた場合→(4)-1へ  
「温存治療を実施した医療機関に対する助成」と御回答いただいた場合→(4)-2へ

(4)-1 道府県民に対する助成方法を該当する選択肢からお選びください。

(4)-1で「その他」と御回答いただいた場合、その方法を御記入ください。

(4)-2 医療機関に対する助成方法を該当する選択肢からお選びください。

(4)-2で「その他」と御回答いただいた場合、実施方法を御記入ください。

(5) 助成対象者

① 助成対象者の年齢制限の有無を選択肢からお選びください。  
年齢制限が有る場合、助成の対象となる年齢を御記入ください。  
男性がん患者の場合      制限       有の場合 歳から 歳まで  
女性がん患者の場合      制限       有の場合 歳から 歳まで

② 配偶者の有無による助成要件の有無を選択肢からお選びください。      制限

配偶者の有無による助成要件が有る場合、その内容を御記入ください。

③ 助成対象者の所得制限の有無を選択肢からお選びください。

制限

所得制限が有る場合、所得制限の内容を御記入ください。

④ 受療施設の指定の有無を選択肢からお選びください。  
受療施設の指定が有る場合、以下の問に御回答ください。

指定

指定している施設について選択肢からお選びください。

男性がん患者の場合

女性がん患者の場合

「道府県が独自の基準をもとに指定」「その他」を選択された場合、指定している施設の要件を御記入ください。

受療施設を指定している理由・背景等をわかる範囲で御記入ください。

指定している施設数を御記入ください。

男性がん患者の場合

施設

女性がん患者の場合

施設

※ 男性がん、女性がんの施設の両方に指定している施設がある場合は、それぞれの項目で1と

受療施設を拡大する予定の有無を選択肢からお選びください。

予定

(6) 対象経費

① 対象となる経費（対象となる治療等）について御回答ください。  
それぞれの経費について、対象/対象外の別を選択肢からお選びください。

経費	対象/対象外	備考
意思決定支援に係る費用		
意思決定支援	<input type="text"/>	<input type="text"/>
採取に係る費用		
精子採取のうち、手術を伴わないもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>
精子採取のうち、手術を伴うもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>
卵子採取	<input type="text"/>	<input type="text"/>
卵巣組織採取	<input type="text"/>	<input type="text"/>
凍結に係る費用		
精子凍結		
うち、凍結に至ったもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>
うち、凍結に至らなかったもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>
卵子凍結		
うち、凍結に至ったもの	<input type="text"/>	<input type="text"/>

うち、凍結に至らなかったもの		
卵巣組織凍結		
うち、凍結に至ったもの		
うち、凍結に至らなかったもの		
受精卵凍結		
うち、凍結に至ったもの		
うち、凍結に至らなかったもの		
保存に係る費用		
初回の保存に係る費用		
保存期間の更新に係る費用		
入院費・入院時の食事代		
入院費・入院時の食事代		
がん治療終了後の生殖補助医療（不妊治療等）に係る費用		
生殖補助医療（不妊治療等）に係る費用		

その他対象となる経費がございましたら、御記入ください。

② 助成対象経費を拡大する予定の有無を選択肢からお選びください。  予定

(7) 助成額

患者等又は医療機関に対する助成額の算出方法等について御記入ください。

対象経費	助成率	助成額の算出方法	助成額の上限	助成回数

※助成額の算出方法等が同一の対象経費については、同一の対象経費欄に御記入ください。

(8) 助成の実績

貴自治体における当該事業に係る決算状況について御記入ください。

年度	決算額	助成患者数	助成医療機関数 ※
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
平成31(令和元)年度			

※ 助成医療機関数については、温存治療を実施した医療機関に助成している場合のみ記載してください。

※ 平成31(令和元)年度の数値については、12月1日現在の数値を記載してください。

(9) 生殖機能の温存や助成事業に係る情報提供状況について

患者・家族に対する生殖機能の温存に係る情報や、助成事業に係る情報について、以下の問に御回答ください。

ホームページ  有無

有りの場合、アドレスを御記入ください。

アドレス

リーフレット等 有無

有りの場合、御恵与いただきたくお願いいたします。

その他 有無

有りの場合、情報提供方法を御記入ください。

情報提供方法

- (10) 特定不妊治療費助成制度（国庫）との関係  
特定不妊治療費助成制度（国庫）との関係について、以下の問に御回答ください。

本事業で指定している医療機関は、特定不妊治療費助成制度（国庫）において指定している指定医療機関と異なりますか。

男性がん患者の場合

女性がん患者の場合

貴自治体において、特定不妊治療費助成制度（国庫）を所管する部局名を御記入ください。

- 問3 本調査の集計結果の他自治体への公表の可否について御回答ください。

公表

その他特記事項

調査は以上です。御協力いただきありがとうございました。